

## 同業者団体主催の懇親会の取扱い

**Q** : 同業者団体が主催する懇親会の費用が5,000円以下のものは、飲食交際費として損金に算入することができますか？

**A** : 負担額が5,000円以下であれば、損金に算入することができます。

### 【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその費用を会社が負担した場合においても交際費等の支出があったものとして取り扱われることとなっています。

また、会社が団体等に対する会費その他の経費を負担した場合においても、その団体がお互いに団体相互間の懇親のための会合を催す等のために組織されたと認められるものであるときは、その会費等の負担は交際費等の支出があったものとして取り扱われることとされています。

なお、同業者団体が主催する懇親会に出席して自己負担分の飲食費相当額の会費を支出したという場合については、お互いに接待し合っていると考えられますことから、その負担した金額が1人当たり5,000円以下であれば、交際費等に含めなくてよいこととされています。したがって、こうした費用については損金の額に算入することが認められます。

